

国立大学法人電気通信大学 ネーミングライツに関する基本方針

令和元年12月4日制定
改正
令和2年12月25日

1. 趣旨

国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）は、「人類の持続的発展に貢献する知と技の創造と実践をめざす」という理念の下、これまでに既存の枠組みにとらわれることのない幅広い連携・協働を通して、世界から認知される大学として持続発展可能な社会の構築に向けた様々な取組を推進している。

このような取組を一層加速させるとともに、本学が国立大学法人としての使命を果たし、これまで以上に社会からの期待に応えることに加え、新たな社会的価値を切り拓くため、本学の所有する施設等の有効利用を通じて、本学の教育研究環境基盤の強化に資する財源の確保を目的として「ネーミングライツに関する基本方針」を定める。

2. ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツの内容

ネーミングライツは、本学と財産命名権者（以下「パートナー」という。）との協定により、本学の保有施設及びその他財産（以下「財産」という。）に、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク等（以下「別称等」という。）を付与する権利を設定し、パートナーからその対価（以下、「ネーミングライツ料」という。）を得て、大学の教育研究環境基盤の強化を図るものである。

(2) 導入のメリット

① パートナーのメリット

宣伝効果及びイメージアップ、教育研究環境の向上を通じた社会貢献 等

② 本学のメリット

教育研究環境基盤の強化、社会連携等の拡大 等

3. 対象施設

原則として、本学が所有するすべての財産（施設・区画等）を対象とする。

4. 募集方法

パートナーの募集は、原則として公募により行う。

なお、募集に関する必要な事項については、募集要項による。

5. 応募資格

応募できるのは、本学の理念並びに本学が教育研究機関であること等を理解の上、本学の財産に別称等を付与することができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を希望する法人等とする。

ただし、本学にふさわしくないと認める法人等は、応募資格がないものとする。

6. 別称等の付与

- ① ネーミングライツにより命名する別称等は、本学の業務運営に支障を及ぼさないものとし、大学の信用又は品位を害するおそれのあるものや、本学が別称等として適当ではないと認めるものは除く。

ただし、大学規則等（文部科学省報告名称）で定める財産の名称の改正は行わない。

- ② 財産利用者の混乱を避けるため、協定期間内の別称等の変更は原則できないものとする。

7. 協定期間

3年以上5年以下とする。（更新可）

8. パートナーの選定

本学の役員会において、応募資格、本学における効果、応募者から提示されたネーミングライツ料の妥当性、協定期間等を総合的に考慮した上で審査し、パートナーを決定するものとする。

なお、選定結果については、すべての応募者に通知する。

9. 別称等の表示に係る費用の負担

別称等の表示に係る看板等の設置費用及び原状回復費用等は、ネーミングライツ料とは別にパートナーが負担するものとする。

10. 本学の責務

本学は、パートナーが付与した別称等に関し、学内外における呼称として本学のホームページ等で幅広く使用するなど、普及に努めるものとする。

11. パートナーの責務

パートナーは、設置した看板等により第三者に被害が生じた場合や、別称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した別称等に関する一切の責任を負うものとする。

12. 協定の解除

パートナーが応募資格要件を欠くことになったとき、又は社会的信用を損なう行動等により本学のイメージが損なわれる恐れがあると認められるときは、本学は協定を解除することができるものとする。

この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用はパートナーの負担とし、支払い済みのネーミングライツ料は返還しない。